

Jeanne Fagnani

Un travail et des enfants. Petits arbitrages et grands dilemmes

(Paris: Bayard, 2000)

小島 宏

はじめに

『仕事と子ども—小さな裁量と大きなジレンマ』と題された本書は2000年3月の出版直後からマスコミに取り上げられ、2000年6月にフランス政府が主催した「全国家族会議」には著者のジャンヌ・ファニャーニ博士が後述のマルアニ(Maruani)博士らの研究者たちとともに招聘され、本書に基づく講演を行った。著者は国立科学研究センター(CNRS)傘下でパリ第1大学(ソルボンヌ)にある「制度的進路と社会経済的戦略に関する応用モデル化研究ユニット」(MATISSE)で部長級研究官を務める社会学者で、家族政策、特にフランスの家族政策についてももっとも多くの論文を書いているフランス人研究者の1人であり、マイルドなフェミニスト的観点からの著作が多い。この場合マイルドというのは過激でないということだけでなく、フランス人インテリには一般的な、家族擁護主義的(familiste)かつ出生促進主義的(nataliste)傾向も持ち合わせているという意味である。また、同博士は全国家族手当金庫(CNAF)の学術顧問も務め、新聞等で家族政策関連の著作がしばしば引用されることから明らかな通り、フランスを代表する家族政策研究者として国内では認知されている。さらに、同博士は以前、EUの家族政策観測者集団(European Observatory on Family Policy)のフランス代表を務めていたことから明らかな通り、国際的にもフランスを代表する専門家として認知されている。

フランスでは1994年の法律改正により、事実上の育児休業手当としての養育親手当(APE)が第2子から給付されるようになった。ファニャーニ博士は改正後の比較的早い時期からこの改正が失業率低下を狙った雇用政策の一環であり、第2子出産後の女性の復職を抑制する可能性があるという問題点を指摘していたが、実際にその通りになったことから同博士の著作がますます注目されるようになっていく。なお、APE改訂に関する同博士の批判と事後的評価について、詳しくは拙稿(「フランスにおける家族政策の雇用政策化とその影響」『家族社会学研究』第10号、1998年、および「フランスにおける育児・介護休業制度」日本労働研究機構編「諸外国における育児・介護休業制度」日本労働研究機構資料シリーズ、No.105、2000年)を参照されたい。

ファニャーニ博士は2000年10月26日に労働省女性局・厚生省児童家庭局(現・厚生労働省雇用均等・児童家庭局)の主催で開催された「少子化時代の家族や企業の在り方を考える国際シンポジウム」にパネリストとして参加するために来日され、10月27日に国立社会保障・人口問題研究所でも、部分的に本書に基づいて「フランスの家族政策と就業する母親(French Family Policy and Working Mothers)」と題する英語の講演をされた。国際シンポジウムでは発言時間が短かったため十分に話を伺えなかったが、当研究所の講演会では本書の内容も交えながら講演をされ、女性研究者が多数

を占める聴衆と活発な質疑応答をされた。

本書の構成

さて、本書は本題が示す通り女子労働と育児に関する書物であるが、むしろ副題が示唆する通り家族政策に関する書物と言った方がよい。本書の構成は以下の通りである。

序論 (Introduction)

第1章 フランス人女性の壮挙 (Les prouesses des Françaises)

第2章 働く母親のモデル (Le modèle de la mère qui travaille)

第3章 政策—もつとできることがある (Politique: peut mieux faire)

第4章 多くのヨーロッパ人女性がフランス人女性を羨む (Beaucoup d'Européennes envient les Françaises)

第5章 新たな課題、新たなジレンマ (Nouveaux enjeux, nouveaux dilemmes)

結論 (Conclusion)

「序論」ではフランス人女性が仕事と家庭生活の間のバランスのとれた妥協を求め、大きなジレンマを避けることなく、小さな裁量を常に行っており、本書ではそれを支援する家族政策の役割を視点としてさまざまな問に答えていくということを述べている。

「第1章 フランス人女性の壮挙」ではフランス人女性が高い就業率とともに高い出生率を維持していること、特に幼児をもつ母親の就業率が高いことは壮挙であるとしており、それを可能にしているのが1970年代以降、働く母親を念頭に置くようになった家族政策であると述べられている。

「第2章 働く母親のモデル」では有配偶女子就業と出生率低下と家族政策の関係が1920年代から歴史的に記述されている。特に、1970年代以降、

家族政策が家庭にいる母親(無業者ないし自営業家族従業者)のモデルに依拠するものから働く母親(被用者)のモデルに依拠するものへと変容してきたことについて述べている。しかし、働く母親たちは家族政策の一貫性の欠如や制度の不備に悩まされていると指摘している。

「第3章 政策—もつとできることがある」では、保育施設の不足を補うために家庭的保育を財政的に支援するような施策を中心として家族政策が実施されてきたが、1980年代半ばから家族政策が雇用政策化し、逆効果が見られるようになったことが述べられている。特に、保育政策がサービスの利用者・供給者のいずれからみても問題があること、1994年以降におけるAPEの第2子からの給付が両刃の剣であることが指摘されている。

「第4章 多くにおけるヨーロッパ人女性がフランス人女性を羨む」では保育施設の不足を含めてフランスの家族政策には問題があるにしても、特にドイツとの対比で他のヨーロッパ諸国より優れていると述べられている。フランスでは就業継続を支援するような家族政策のおかげで労働市場での収益が期待できるため、若い女性が教育訓練に対する投資を早くから多くするようになってきており、母親になっても働き続ける傾向が強まっている一方、ドイツでは同程度の予算を使いながら古い価値に基づく家族政策が現実には合わなくなってきたせいで若い女性が仕事と家庭の二者択一を迫られ、就業継続のために子どもの数を減らしたり、出産を諦めたりする傾向が強まっていると指摘されている。

「第5章 新たな課題、新たなジレンマ」では1999年から導入されつつある週35時間労働制がごく一部の職種にとっては改善となりうるが、労働時間が週単位、月単位、年単位で変則的になる場合もあり、他の職種にとっては改悪となりうるため、政府が雇用主に対して被用者の家庭責任を認識させる必要があると述べている。また、他のEU諸国の経験を学ぶ必要があると指摘している。

「結論」では仕事と家庭の両立支援の分野において見られる不平等をここで再び再生産しないため、またすべてのフランス人女性(そして男性も)が市民権を行使できるようにするため、家族政策は風上に働きかけ、多次元アプローチを採用し、都市・居住政策、交通政策にまで分野を広げる必要があろうと述べている。

巻末に注、文献目録、付録があるが、それらの合計ページ数が全体の3分の1近くを占めており、一般向け書物の体裁にもかかわらず、研究者の利用にも十分耐えうるようにできている。実際、文献目録には最近のものまで含まれており、フランスの家族政策、女子労働を研究しようとする者にとってのよき道標となる。その意味では活字も大きく、本文が130ページ程度であることから、新書版で出版されてもよかったのかもしれない。

本書の背景

実際、本書の1カ月前に出版された女子労働に関する関連書、Margaret Maruani 著 *Travail et emploi des femmes* (Paris, La Découverte, 2000) や同月に刊行された家族に関する関連書(改訂版)、Evelyne Sullerot 著 *La crise de la famille* (Paris, Hachette) は新書版で出版されている。もともと同月に出版された女子労働に関する関連書、Céline Pigalle 著 *Femmes au travail. De qui se moque-t-on?* (Issy-les-Moulineaux, Prat Editions, 2000) と Philippe Alonzo 著 *Femmes et Salariat. L'inégalité dans l'indifférence* (Paris, L'Harmattan, 2000) は本書と同様な形態で出版されている。他方、本書と同月には M. Chauvière et alii 編著、*Les implicites de la politique familiale* (Paris, Dunod, 2000)、翌月には Denis Lenseil & Jacques Lefond 著、*La famille à venir. Une réalité menacée mais nécessaire* (Paris, Economica, 2000) と、家族政策に関する書物が2冊刊行されている。いずれにしても、手元にある

ものだけみてさえ、わずか2~3カ月の間に部分的に共通するテーマを扱った書物が少なくとも6冊出版されたのは興味深い。

本誌第106号(1994年3月)において評者がフランスの家族政策に関する3冊の書物についてまとめて書評を行った際、1994年の「国際家族年」の2~3年前に家族政策に関する書物の出版ブームがあったと述べたが、ここ2~3年も同様の出版ブームがあるように見受けられる。フランスのアマゾン書店のサイト(<http://www.amazon.fr>)で「家族政策(*politique familiale*)」というキーワードを入れて検索すると出てくる書物は本書を含め(カナダとメキシコに関する各1冊を除き)18冊あるが、1998年以降に出たものが本書を含め7冊ある。

この中には1998年5月に雇用連帯省と経済財政産業省に提出された Claude Thélot & Michel Villac 著 *Politique familiale, bilan et perspectives* (Paris, La Documentation Française, 1998) があるが、これは1996年から毎年6月にフランス政府主催で開催されるようになった「全国家族会議」の要請に基づいて1998年に提出された3冊の家族政策に関する政府報告書のうちの1冊である。また、この中には含まれていないが、1999年をはじめに首相府経済分析諮問委員会(CAE)の報告書シリーズの第15巻として Béatrice Majnoni d'Intignano 編著で *Egalité entre femmes et hommes: aspects économiques* と題された、雇用均等の経済的側面をテーマに掲げた報告書が刊行され、その中で女子労働だけでなく、家族政策、特に前述の APE の評価が扱われて大きな反響があったこともこのような出版ブームに拍車をかけたものと思われる。

それとも関連するが、1998年には雇用連帯省内に省庁間家族代表部ができたり、2000年にはそれを中心として家族児童担当省ができたりしたことも、家族政策に関する書物の急増と関係があるようである。また、重病の子どものための「付添親休暇」と「付添親手当」(APP)が2000年に制定され、

2001年から施行されている。それに加えて、2000年からフランスの夜間労働や母性保護に関する法律をEU指令に適合させるため、労働法を中心に改正がなされつつあることが家族政策や女子労働に関する書物の出版ブームの背景にあるようである。さらに、当然のことであるが、本書と関連書の刊行の背景には家族形成行動や就業行動の変化、それらの解釈と対策を巡る政治的路線の違いによる政策的変化があるものと思われる。

若干の評価

本書の長所にも短所にもなりうるが、第1の特徴として挙げられるのは、前述の通り一般書と専門書としての性格を兼ね備えている点であろう。一般書的なところがあるため、フランス人研究者にとってはある程度自明な制度運用の実態が描写されているにしても、日本人の研究者にとっては法律書や統計書や専門書だけ読んでいても十分に想像できないような実態が明らかになっている。特に、第3章で例示されている特定の属性をもつ母親にとって利用可能な(利用不能な)施策群の解説がわかりやすい。保育サービス供給者の内情や中小企業雇用主の対応の実態等についても通常の専門書からうかがい知れないようなことが書かれており、非常に興味深い。

本書の第2の特徴として挙げられるのは、国際比較、特に第4章で隣国ドイツとの比較を通じてフランスの家族政策の特質を浮かび上がらせようとしていることであろう。ドイツでの保育制度の利用

のしにくさやその背景が具体的に描かれており、これまで疑問に思っていたことの一部が解消された。やはり各国の家族政策上の諸施策は相互関連しながら一つの体系をなしているので、本書のように全体をみるようなアプローチでないとなかなか国際比較ができないのではないと思われる。当然ながら、その結果として細かい部分のみについての国際比較はしにくくなるが、それを上回るメリットがあろう。

以上で挙げたような長所の裏返しとしての短所もある。これは一般書を兼ねていることからやむをえないと思われるが、実態を分析する際の理論ないし分析枠組みが明示されていない。それとも関連するが、フェミニズムの視点で統一的解釈がなされているわけではなく、家族擁護主義的視点や出生促進主義的視点が随所に顔を出す。また、各種の概念が統計指標として具体化されているわけでもないし、洗練された実証分析の結果が示されているわけでもない。従って、紹介された興味深い事例にどれだけの代表性があるのかがわからない。さらに、著者がCNAFを研究拠点としているため、ドイツをはじめとするEU諸国との本格的な比較研究が可能になっている反面、フランスの家族政策に対する評価が甘くなっているような感じもしないわけではない。しかしながら、興味深いアイデアが随所にみられ、わが国において中央・地方レベルの家族政策を立案・策定する際や評価する際には有用なものもあるので、関係の研究者や行政官には一読をお勧めしたい。

(こじま・ひろし)

国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長)